

東大阪福障児第1670号
令和3年1月14日

障害児通所支援事業所 管理者様
障害児相談支援事業所 管理者様

東大阪市福祉部障害者支援室
障害児サービス課長

緊急事態宣言継続中の取扱いについて（通知）

平素は、本市児童福祉行政にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年1月13日に政府により、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に大阪府全域が追加されました。

これに先立ち、令和3年1月7日に厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」が出されており、障害福祉サービス等事業所が提供する各種サービスについては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要とされております。

各事業所におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な対応等を必要に応じて実施して頂いておりますが、緊急事態宣言継続中は感染防止対策をより一層徹底していただいた上で、保護者、障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所が連携して児童への支援が今後も適切に行われますよう、ご対応をお願いいたします。

東大阪市の障害児通所支援、障害児相談支援における臨時的な対応等については、現在までと特に変更はありませんが、緊急事態宣言継続中の期間のみ、代替的支援の取扱いを一部緩和いたしますのでご確認ください。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況や厚生労働省及び府からの事務連絡・通知等により、この取扱いが変更となる可能性もございます。その際には、改めて通知させていただきますので、よろしく願いいたします。

障害児通所支援

1. 電話や訪問等による代替的な支援の取扱いの請求可能要件（当面の間）

- ①医療的ケア児または基礎疾患児であることから、事業者が通所すべきではないと判断した児童生徒、または感染リスク等により保護者から代替的支援実施の希望がある児童生徒、及び②の感染者発生による学校休校時の取扱いに記載の場合
- ②通常サービス実施時と同様の利用者負担額が発生することについての保護者への説明及び同意

- ③契約支給量内での実施・請求
- ④複数事業所において同一日利用不可
- ⑤実施月の翌月10日までに障害児サービス課に報告書を提出（様式2）
- ⑥代替的支援実施の理由及び内容の記録の作成及び事業所内での保管（様式3）

※様式2及び様式3については、障害児サービス課のホームページをご覧ください。

緊急事態宣言継続中の期間のみ

感染拡大防止の観点から、同一事業所で利用者の希望に応じて通所サービス事業所におけるサービス提供と当該通所サービス事業所の職員による代替的支援の提供を組み合わせさせて実施することを可とする。（例：月・水→通所 火・木→代替的支援）

2. 感染者発生による学校休校時の取扱い（当面の間）

- ①保健所による濃厚接触者の調査終了までは、当該学校生徒に対して利用自粛を要請
- ②保健所による濃厚接触者の調査が終了後は、濃厚接触者以外の生徒は利用再開可能（休校期間中含む）
- ③学校休校期間中は休業日単価を適用
- ④保健所による濃厚接触者の調査終了までの期間は、当該学校生徒に対して1の代替的支援の取扱いが可能
- ⑤濃厚接触者とされた児童は、健康観察期間中は1の代替的支援の取扱いが可能（訪問以外の方法）

障害児相談支援

1. サービス提供時モニタリング加算の算定要件（当面の間）

障害児通所支援の提供現場を訪問することに替えて、電話・メール等の方法で実施した場合も算定可能（通常の記録に加えて実施方法についても記録が必要）

2. モニタリング実施月以外の継続サービス利用支援費の算定要件（当面の間）

モニタリング実施月以外に本人保護者や事業所等との連絡調整やサービス等の利用調整をはじめとする環境調整を行ったその業務の内容によっては、臨時に継続サービス利用支援費の算定が可能

- ①実施する場合は事業者から障害児サービス課に、受給者番号・実施理由等を事前に電話連絡
- ②通常の記録に加えて実施方法や実施理由をモニタリング報告書に記録し提出

問い合わせ先

〒577-8521

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市 福祉部 障害者支援室 障害児サービス課

TEL 06-4309-3248 FAX 06-4309-3813